

テロリズムの定義

グループ 4

佐々木 葉月

川谷 恵

赤間 進一

山本 寛

酒井 悠希

東 あゆみ

竹内 美帆

桶島 裕之

戸田 隆徳

監修：河又 貴洋

はじめに

テロリズムに関する定義は、組織や個人によって多様であり、確固たる合意は存在せず、現時点では明確に定めることは不可能である。以下、三つの例をあげたい。

①「主として非国家アクターが、不法な力の行使またはその脅しによって、公共の安全を意図的に損なう行為につき、国家機関と社会の一部分ないし大部分が恐怖・不安・動揺をもってうけとめる現象」（宮坂、2002）

②「広く恐怖または不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう」（警察庁組織令）

③ “The calculated use of violence or the threat of violence to inculcate fear, intended to coerce or intimidate governments or societies as to the pursuit of goals that are generally political, religious, or ideological (US Department of Defense)”

そこで、グループ4はテロリズムを以下のように仮に定義し、検証することにしたい。

「主として非国家アクターが政治的目的を達成するため、無差別に不法な暴力を行使し、かつ、パブリシティを求める行為」

手段としての **publicity**

今日において一般的にテロ行為と呼ばれるものの多くは、政治的あるいは宗教的目的を有するし、それゆえにパブリシティを強く意識している。そのため、両者が結びついたときにテロ行為と定義されるべきだと我々は考えた。

テロ行為は何らかの目的・理念のために行われるが、それらが常に政治、宗教を動機とするとはいえない。たとえば、精神異常者が単なる自己満足を動機として、メディアを通じ大衆に誇示することを意図して、我々の定義に該当する行為をおこなう場合、やはりそれは犯罪であると共にテロ行為だと言うべきである。

我々はテロ行為主体を動機づける目的の中で、政治的目標、イデオロギー、宗教に注目した。しかし、検討の結果、これらの要素だけをテロ行為の定義とすると、主に中東で繰り広げられるイスラム過激派の大規模テロ行為などが容易に想起され、恣意的で適切ではないと判断した。

パブリシティは、宣伝、広報、知れ渡ること、衆人環視などを意味する。

テロ行為主体は目的を達成する手段としてテロを実行するが、国家などに比べて力が弱

いため、自らの主張を最大限知らしめようとしてパブリシティを求める傾向にある。宮坂直史・防衛大助教授によると、テロリズムと普通の犯罪で異なる点は、受け手の反応であるパブリシティを求めることにあり、テロの成否を左右するという。敵対する相手との間に、軍事力などの物理的能力において絶対的格差がある場合、テロ行為主体による暴力行為が相対的に小規模なものとならざるを得ない。しかし、マスメディアによってテロ行為に伴う暴力的なイメージが増幅され、不特定多数の他者に広く報道されることにより、敵対する国家や社会に脅威を与え、テロ行為主体が企図する影響を及ぼすことができるのだ。

ブリジット・ナコス教授（米コロンビア大）によると、現代社会においては、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの「古いメディア」に加え、インターネットなどの「新しいメディア」が事件を即座に、繰り返し、全世界に向けて報道する。したがって「観客」は多様であり、テロ行為主体の影響力が増し知名度が上がると、テロ行為の非人道性を非難する者がいる一方で、称賛を与える者もいるが、いずれにしてもテロ行為主体にとって有利な結果をもたらす。

近年のテロ事件を検討した結果、テロ行為主体が何らかの形でパブリシティを求めているとの認識で一致した。一方、パブリシティによる影響力を増したことで、テロ行為主体の背景を無視した「ラベリング」が行われ、テロの悪循環を生んでいるのではとの指摘もあった。

テロリズムにおける力の行使

テロリズムで用いられる力には様々な形態がある。例えば、銃撃、爆破などの直接的、物理的な暴力、脅しによる恐怖などの心理的、精神的な力が存在する。

テロリズムが起こる際、不法な力が行使される。不法な力が行使される場合、「恐怖は暴力の副産物以上のもので、主たる目的ですらある」とチャールズ・タウンゼンド教授(英キール大)は定義している。また、同教授は「武装したものによる非武装のものへの暴力の行使」であるとテロの暴力を定義している。

不法な力の行使は、無差別に作用する。目的、理念、理想を達成、実現するためにはテロ行為主体は、誰がどのような規範で被害を受けても問題ではない。例え自分をその範疇に入れても、また、どれだけコラテラル・ダメージ(巻き添え)を拡大させても、手段を選ばない。

なぜ、「力の行使」という言葉を用いたかと言うと、「暴力」という言葉は物理的な力と解釈されて、「脅し」という言葉は心理的、精神的な力と解釈されてしまうからである。物理的なもの、心理的、精神的なものを包括的に内在させるために、定義として「力の行使」という言葉を用いることにした。

この定義に、「不当」という言葉を用いた場合、国家がプロパガンダとして用いたり、メ

ディアが一人歩きを始めて情報に恣意的な解釈が入ったりする可能性があるため、「不法」という言葉を用いて、法的な規定を付け足すことにした。また、被害者側の主観に立てば不当であっても加害者側の主観に立つと正当である場合がある。加害者側は、なんらかの目的、理念、理想を達成するために、行使された力を正当なものと認識している。そのため、加害者側と被害者側の認識に差異が生じるので、「不当」という言葉は用いないことにした。ただし、「不法」という言葉を用いたとき、法で解釈しえない力の行使が行われ、定義の枠を越えることがある。

テロ行為の主体

テロ行為主体は主として非国家主体であるが、国際法上定義されていない。この定義に関しては、主体と行為という二つのレベルに対する配慮が必要である。個々の行為に対して、テロ防止策などに関連し、国連による13の条約が存在するが、テロ行為主体それ自体を定義する国際法は存在しない。また、ゲリラ組織は法的に権利義務を有する主体として認められているが、テロ行為主体にはそうした規定は存在せず、双方の行為を明確に区別することは不可能である。したがって、テロ行為を行う「非国家主体」に関しては、法的に認められていないことを明記せねばならない。

結論

我々は様々な議論を通して、冒頭で提示したテロリズムの仮の定義に修正を加え、以下の結論に達した。

「主として法的に認められていない非国家主体が、目的と理念を達成するため、無差別に不法な力を行使し、かつ、目的実現の手段としてパブリシティを必要とする行為」

議論の過程で、テロリズムに関する個々人の認識にも大きな違いがあることが明らかになり、一般的に流布されているテロリズムについての定義も、絶対的なものではないと感じさせられた。テロリズムをどう定義するかによって、テロ対策のありようも大きく変化する。我々が想起する一般的なテロリズムという定義も、往々にしてマス・メディアによってコントロールされており、大国の意図を反映したものである場合も多い。安易な定義を避け、常に慎重な視点を保つことが、テロリズムを根絶するためには不可欠であろう。

参考文献

- チャールズ・タウンゼント著 宮坂直史訳
『テロリズム』 岩波書店 2003
- 宮坂直史 『国際テロリズム論』 芦書房 2002
- 武者小路公秀 監修「人間の安全保障と搾取的移住労働」研究会・反差別国際運動 編
『「国際テロ・国際組織犯罪」対策とマイノリティの「不安全」』
反差別国際運動日本委員会 2006
- Whittaker, David J (ed.) *The Terrorism Reader* ROUTLEDGE 2001